

○公務災害の考え方

保健環境委員の公務遂行性は、規則等に基づいて正規の活動（※「保健環境委員の職務」参照）を行っているときにおける活動に対し認められており、自宅における分別作業については、公務災害の対象にはあたらない。

※「保健環境委員の職務」（名古屋市保健環境委員規則より）

- ① 保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への
援助及び協力
- ② 公衆衛生思想の普及徹底
- ③ その他公衆衛生に関して必要な事項

環境事業所業務（保健環境委員の活動内容についてより）

| | | |
|---|-----------------------|---------------------------------------|
| ① | ごみ、資源収集における 適正排出指導 | 日時・集積場所への周知、 分別指導 |
| ② | ごみ不法投棄の通報、相談 | 環境事業所への連絡、案内 |
| ③ | その他広報活動への協力 | 分別区分変更等に伴う広報、 年末年始収集日チラシの配 付、回覧 |